

貸金業者の業態分類

業 態	定 義
①消費者向無担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保（除住宅向）貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も多いもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、⑤～⑫のいずれにも該当しないもの
⑤手形割引業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上（日本手形協会に加盟しているものにあつては2割5分以上）のもののうち、⑥～⑫のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの（⑦～⑫と重複する場合には⑥が優先する）
⑦信販会社	割賦購入あっせん業者として登録しているもの（⑧～⑫と重複する場合には⑦が優先する）
⑧流通・メーカー系会社	電気機械器具関係の公益法人、自動車関係の公益法人に加盟しているもの（関係会社が同法人に加盟している場合も含む）または、日本百貨店協会、全国月賦百貨店組合連合会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟しているもの（関係会社が同協会等に加盟している場合も含む）（⑨、⑪と重複する場合には⑧が優先する）
⑨建設・不動産業者	建設・不動産関係の公益法人に加盟しているもの（⑪と重複する場合には⑨が優先する）
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの（⑧、⑨、⑪と重複する場合には⑩が優先する）
⑪リース会社	（社）リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの（⑧～⑪と重複する場合には⑫が優先する）